

部会設置規程

平成 27 年 4 月 9 日
独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人評価制度委員会令（平成 27 年政令第 96 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
評価部会	独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理すること（会計基準等部会の所掌に属するものを除く。）。
会計基準等部会	独立行政法人通則法第 12 条の 2 第 1 項第 5 号の規定に基づき、独立行政法人の会計に関する事項及び独立行政法人の会計監査人の監査に関する事項について調査審議すること。